

消費者機構日本ニュースレター

145号

学校法人東京医科大学において選考基準を明らかにせず実施されていた入学試験について、受験料返還等の対応を求める申入れ書を 9 月 19 日付で、要請書を 9 月 21 日付で当該大学に送付しました。

本件については、8 月 27 日から受験料返還を求める方からの情報提供を呼びかけておりましたところ、9 月 18 日時点で 56 名の方より情報提供をいただきました。

いただいた情報、ご意見を踏まえ、当機構は当該大学に対して次の趣旨の申入れ書および要請書を送付いたしました。

【申入れの趣旨】

平成 29 年度・平成 30 年度の医学部医学科の一般入学試験の女性及び 3 浪以上の浪人生である志願者（合格者を除く）に対して、直ちに入学検定料相当額の損害賠償金の支払いをしてください。

※本申入れは、特定適格消費者団体が消費者裁判手続特例法にもとづいて消費者の被害回復を請求できる範囲を踏まえたものです。

【要請の趣旨】

- (1) 希望する志願者に対する調整前の得点及び順位、調整後の得点及び順位並びに合否判定基準の開示
- (2) 得点調整が行われていなければ合格していたことが判明した志願者に対する在学契約の申込みの資格又は在学契約の予約完結権の付与
- (3) 得点調整が行われていなければ合格していたことが判明した志願者に対する不合格となったために被った損害（慰謝料、逸失利益等）の補償
- (4) 平成 18 年度から平成 28 年度までの医学部医学科の一般入学試験における女性および浪人生である志願者に対する得点調整の内容についての開示、および平成 29 年度・平成 30 年度と同趣旨の得点調整を行っていた場合にはそれら志願者（合格者を除く）への入学検定料相当額の損害賠償金の補償

※これらの事項は特定適格消費者団体が消費者裁判手続特例法にもとづいて消費者の被害回復を請求できるものではありませんが、被害の深刻さに鑑みて要請を行いました。

なお、10 月 5 日に当該大学より回答を受領しましたが、その回答は、10 月中の第三者委員会の答申を待って対応を早急に精査するとの趣旨となっていますので、当機構としては、しばらく、その対応を待つこととしています。

詳細については、当機構ウェブサイトでご確認ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180920_01.html

ニューオリンピッククラブ(乗馬クラブ)のクラブ会則および乗馬教室規約が改定されました。

当機構は、消費者からの情報提供を受け、ニューオリンピッククラブ(乗馬クラブ)(千葉県山武郡)に対し、当該事業者が使用する乗馬クラブの会員会則および乗馬教室の規約について、次の条項の削除を申入っていました。

【クラブ会則】

- ①中途解約時の入会金・年会費の不返還条項
- ②騎乗中の事故に対する責任を騎乗者傷害保険以外については免ずる条項

【乗馬教室規約】

- ①乗馬教室の中途解約に伴う入会金・授業料の不返還条項
- ②授業料の割賦支払いの遅延における消費者契約法第9条2号の規定を超える遅延損害金条項
- ③騎乗中の事故に対する責任を騎乗者傷害保険以外については免ずる条項

その後、当該事業者との協議をすすめ、一定の回答を得ることができた為、当該事業者との協議を終了しました。

主な改善内容は、以下になります。

<改善内容>

- ①中途解約時の入会金・授業料の不返還条項について、中途解約申出までの期間及び権利行使の状況等、諸般の事情を考慮して、会員と協議の上、入会金の一部を返還する内容に改善されました。【クラブ会則】【乗馬教室規約】
- ②騎乗中の事故に対する責任を騎乗者傷害保険以外については免ずる条項については、騎乗者傷害保険等を含めて対応する内容に改善されました。【クラブ会則】【乗馬教室規約】
- ③授業料の割賦支払いの遅延における消費者契約法第9条2号の規定を超える遅延損害金条項(年率30%の支払い)については、年率14.6%の支払いに改善されました。【乗馬教室規約】

詳細については、当機構ウェブサイトでご確認ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180906_01.html

平成 30 年秋の適格消費者団体連絡協議会報告

9月8日(土)、9月9日(日)に適格消費者団体連絡協議会が国民生活センター東京事務所で開催されました

適格消費者団体連絡協議会は、消費者団体訴訟制度の発展の為、その担い手である特定適格消費者団体及び適格消費者団体ならびに制度の担い手をめざす消費者団体間の情報交換、交流をはかることを目的に年2回開催しています。今回の協議会は、のべ125人が参加し、差止訴訟の事例報告や、様々な課題に対する意見交換等、活発に交流しましたので、ご報告いたします。

- I. 開催日時 2018年9月8日(土) 13時20分～17時40分
2018年9月9日(日) 9時15分～12時15分
- II. 開催場所 国民生活センター 東京事務所 2階大会議室
- III. 出席者(適格消費者団体19団体、適格消費者団体をめざす団体12団体、島根県、消費者スマイル基金、国民生活センター、消費者庁)
1日目 全体会 115名
2日目 分科会① 37名 分科会② 54名 事務局会議 90名

IV. 会議概要

【1日目】

《適格消費者団体連絡協議会》

・講演「適格消費者団体飛躍への期待」

前内閣府消費者委員会事務局長 黒木理恵様より「適格消費者団体飛躍への期待」と題して、ご講演をいただきました。消費者支援機構関西の設立時の話から「中身でも形でも勝つ。成果を上げる。」こと、「活動範囲を広げて常に新しい挑戦をしていくこと、様々な団体と仲間を増やすことが大事である。」と述べられました。消費者行政の経験からは「結果をアピールすること。行政に対し遠慮は無用であること。主体的に動くことが必要」などのメッセージをいただきました。

また実務を知り同じ志を持つ者が集う適格消費者団体の強みを生かすこと、団体同士で、日常的に情報共有する場を設定することや、IT等を活用していく必要性も述べられました。

・特別報告「適格消費者団体の設立がもたらす自治体消費者行政に対する影響」

佐賀大学の教授で、佐賀消費者フォーラム理事長の岩本諭様より、ご報告いただきました。適格消費者団体の空白域を解消することが地方消費者行政の強化策の一つとされていること、このことを前提として、自治体の側から適格消費者団体への情報提供がスムーズになされていない実態があり、その仕組みについて改善の余地があること、

自治体や国からの財政上の支援についての問題点を「消費者の権利」の実現の観点からご報告いただきました。

・消費者庁報告（消費者制度課）

＜消費者契約法の平成 30 年度改正について＞

＜適格消費者団体との連携に係る自治体への通知文について＞

＜意見募集について＞

特に「内閣府令の改定案」「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂案」について、会場より質問が出されました。

・差止請求訴訟の報告

各団体より、差止請求訴訟の概要について報告があり、質疑を行いました。

・ある業種に共通する差止請求の論点

通信販売の定期購入、レンタカー、銀行無担保カードローンについて、報告があり、論点について共有しました。

【2日目】

《分科会①》適格消費者団体をめざす団体

今年度、適格消費者団体の認定を受けた 2 団体より、認定に至る経緯、申請にあたって消費者庁から指摘を受けた点、苦勞した点、注意すべき点等について説明がありました。その後、役職員の兼業や事務局体制、財政面等について質疑があり、意見交流をしました。

《分科会②》特定適格消費者団体をめざす団体

現時点で特定適格消費者団体の認定を受けている 3 団体より、これまでの活動経緯、被害回復を要請した事案、被害回復訴訟提起に向けての課題などについて説明を受けました。その後、特定適格消費者団体をめざす各団体から訴訟提起に至らなかった事案や課題解決に向けての質疑があり、意見交流をしました。

《事務局会議》

議題 1～4 について、協議しました。

- 議題 1 申入れ及び問合せの取り扱いならびに 23 条 4 項例示版への報告について各団体の運用状況
- 議題 2 適格消費者団体の財政基盤強化について
- 議題 3 適格消費者団体のプレゼンスを向上させるための取り組みについて
- 議題 4 次回の適格消費者団体連絡協議会の企画について

全国の適格消費者団体（19 団体）のホームページ公表情報（8 月 16 日～9 月 30 日分）

○各適格消費者団体（19 団体）のホームページの公表情報です。差止請求訴訟、事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(8月16日～9月30日)
<p>《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/</p>	<p>■9月25日：「適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を確保するための内閣府令（案）及びガイドライン（案）に関する意見書を提出しました。 http://www.e-hocnet.info/report/poo85.htm</p>
<p>《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/</p>	<p>■9月3日「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書を国会等に提出することを求める請願」を宮城県議会に対して行い、7月4日に全会派の賛成で採択されました。 http://www.shiminnet-tohoku.com/ikensyo/pdf/20180914.pdf</p>
<p>《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<p>■9月4日：(株)トウエンティフォーセブンに対し「再申入書」を送付、「回答」を受領しました http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180904_02.html</p> <p>■9月4日：(株)エムアンドエムに「再申入書」を送付、「回答」を受領しました http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180904_01.html</p>
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<p>■8月16日：住友不動産株式会社（建築請負事業者）と協議の結果、工事請負約款の一部（契約解除時の違約金条項等）が改善されました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180810_01.html</p> <p>■9月6日：ニューオリンピッククラブ（乗馬クラブ）のクラブ会則および乗馬教室規約が改定されました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180906_01.html</p> <p>■9月21日：学校法人東京医科大学において選考基準を明らかにせず実施されていた入学試験について、受験料返還等の対応を求める申入れ書を当該大学に送付しました。（9月19日）</p> <p>【追記】 申入れ書に引き続き、要請書を当該大学に送付しました。（9月21日） http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180920_01.html</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<p>■9月14日：【パプコメ】適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を確保するための内閣府令（案）及びガイドライン（案）に関する意見を提出しました</p>

	<p>http://www.zenso.or.jp/information/news/4947.html</p> <p>■9月20日：【パブコメ】「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」中間取りまとめに関する意見を提出しました。 http://www.zenso.or.jp/information/news/4962.html</p>
<p>《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<p>■8月17日付けで、テックビューロ株式会社からFAXにて回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/3603.html</p> <p>■8月21日付：株式会社クレールコーポレーションに対して、約款開示の依頼書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/3623.html</p> <p>■8月21日付：株式会社SHIに対して申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/3620.html</p> <p>■8月21日付け：プレミアムウォーター株式会社に対して申入終了通知書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/3617.html</p> <p>■8月21日付：楽天株式会社に対して申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/3614.html</p> <p>■8月21日付：株式会社IAM（インターナショナルメディア学院）に対して申入終了通知書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/3611.html</p> <p>■8月21日付：ザ・グローオリエンタル名古屋に対して規約開示の依頼書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/3607.html</p> <p>■9月06日付：大東建託パートナーズ株式会社から、FAXにて回答期限延長の依頼書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/3661.html</p> <p>■9月12日：薬師寺に対する差止請求訴訟の第5回期日が終了しました。 http://cnt.or.jp/information/3681.html</p> <p>■9月15日付：ザ・グローオリエンタル名古屋から、回答書（改訂後の新規約）が届きました。 http://cnt.or.jp/information/3671.html</p> <p>■9月19日付：株式会社クレールコーポレーションから書面で回答書（新約款）が届きました。 http://cnt.or.jp/information/3679.html</p> <p>■9月19日付：株式会社サンブライダルに対して申込終了通知と新契約書送付のお願いを送付しました。 http://cnt.or.jp/information/3676.html</p> <p>■9月19日：株式会社錦ヤに対して申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/3673.html</p> <p>■9月20日：株式会社メディアハーツに対する差止請求訴訟の第3回期日が終了しました。 http://cnt.or.jp/information/3684.html</p> <p>■9月25日：株式会社メディアハーツに対する差止請求訴訟の第3回期日が終了しました。 http://cnt.or.jp/information/3684.html</p>

<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>■8月27日：結婚相手紹介サービスを運営する(株)A I Z E N に対する証拠保全申立を、奈良地方裁判所に行い、2018年7月11日、証拠保全を実施しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000864</p> <p>■8月30日：クーコム(株)が運営する宿泊予約サイト「トクー！」の会員規約が改善されました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000866</p> <p>■9月4日：スターツ証券株式会社に対して「申入書」を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000868</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>■9月5日：「厳選〇〇弁護士ナビ」『厳選』根拠の問合せ事案：運営会社(株)アシロ</p> <p>『厳選』表示が削除されたので申し入れ活動を終了しました。 http://okayama-con.net/sasidome.html</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>■8月28日：家庭教師のフォローアップと合意書を締結しました。 http://www.shohinet-h.or.jp/%E5%B7%AE%E6%AD%A2%E3%82%81%E3%83%BB%E7%94%B3%E5%85%A5%E3%82%8C%E6%83%85%E5%A0%B1/%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E6%95%99%E5%B8%AB%E3%81%AE%E3%83%95%E3%82%A9%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%82%A2%E3%83%83%E3%83%97%E3%81%B8%E3%81%AE%E7%94%B3%E5%85%A5%E6%B4%BB%E5%8B%95%E4%B8%80%E8%A6%A7/</p> <p>■9月7日：(株)Dstyle に対して差止請求訴訟を提起しました。 http://www.shohinet-h.or.jp/%E5%B7%AE%E6%AD%A2%E3%82%81%E3%83%BB%E7%94%B3%E5%85%A5%E3%82%8C%E6%83%85%E5%A0%B1/%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%99%A%E7%A4%BE-dstyle%E3%81%B8%E3%81%AE%E7%94%B3%E5%85%A5%E6%B4%BB%E5%8B%95%E4%B8%80%E8%A6%A7/</p> <p>■9月28日 株式会社西本ハウスへ消費者契約法第41条第1項に基づく請求書を送付しました。 http://www.shohinet-h.or.jp/%E5%B7%AE%E6%AD%A2%E3%82%81%E3%83%BB%E7%94%B3%E5%85%A5%E3%82%8C%E6%83%85%E5%A0%B1/%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%99%A%E7%A4%BE%E8%A5%BF%E6%9C%AC%E3%83%8F%E3%82%A6%E3%82%B9%E3%81%B8%E3%81%AE%E7%94%B3%E5%85%A5%E3%82%8C%E6%B4%BB%E5%8B%95%E4%B8%80%E8%A6%A7/</p>
<p>《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syouhisya-net.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>■9月20日：株式会社メルカリに申入れを行いました http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/893</p> <p>■9月20日：消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)に関する意見 http://www.cso-fukuoka.net/news/teigen/896</p>

<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>■9月6日：株式会社マイホーム情報不動産に対する申入れ活動は、当団体からの申入れに対し法的に詳細な検討がなされ改定がなされたことを確認したため、終了しました。 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/510.html</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>



特定非営利活動法人 消費者機構日本

発行人：和田寿昭 編集責任者：磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階

TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077